

旧公害センター解体工事監理業務委託

仕 様 書

令和6年8月

高岡地区広域圏事務組合

第1章 共通仕様

1 適用

本仕様書は、高岡地区広域圏事務組合(以下「本組合」という。)が発注する旧公害センター解体工事(以下「解体工事」という。)に伴う監理業務委託(以下「本業務」という。)に適用する。

2 業務の目的

本業務は、本組合が発注する解体工事について、工事関連図書等の審査及び工事が適正かつ円滑に進行するように監理するものであり、主な業務内容は下記の通りとする。なお、詳細は、「第2章 特記仕様書」によるものとする。

3 委託者

高岡地区広域圏事務組合 理事長 角 田 悠 紀

4 委託業務名

旧公害センター解体工事監理業務委託

5 業務場所

富山県高岡市長慶寺 400 番地
高岡地区広域圏事務組合旧公害センター

6 対象事業名

旧公害センター解体工事

7 対象事業の概要

(1) 解体施設

所在地	高岡市長慶寺 400 番地
敷地面積	571m ²
建物	鉄筋コンクリート地上 2 階建 建屋本体：322.62m ² 附属建屋：14.43m ² 計：337.05m ² 昭和 49 年 3 月竣工

(2) 工事内容

- ① 直接仮設工事
- ② 土工事
- ③ 杭類取り壊し工事
- ④ R C造建築躯体取り壊し工事
- ⑤ 外部仕上げ取り壊し工事
- ⑥ 内部仕上げ取り壊し工事
- ⑦ 建具・建具関連取り壊し工事
- ⑧ 電気設備類解体工事
- ⑨ 機械設備類解体工事
- ⑩ 発生材処分工事
- ⑪ 外構解体工事
- ⑫ その他

8 業務委託期間

契約締結日から令和7年2月21日まで

9 業務の範囲

本業務は、下記の業務に適応する。

受託者は本仕様書に定めのないもので業務上必要と思われるものについては、本組合が定める業務担当者との協議の上、積極的にこれを実施するものとする。

- 1) 工事関連図書等審査業務
- 2) 工事監理業務

10 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関係する法令、政令、省令、条例、規則、細則、通知を遵守して業務を実施しなければならない。

11 中立性の義務と秘密保持

受託者はコンサルタントとして中立性を遵守するとともに、本業務の遂行にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

12 書類の提出

本業務の着手及び完了にあたっては、次の書類を提出するものとする。

1. 着手時(契約締結後、7日以内に提出)
 - (1) 課税(免税)事業者届出書(消費税)

- (2) 業務工程表
- (3) 配置技術者届及び経歴書（資格証及び雇用を称する書類）
- (4) 業務委託費内訳書
- (5) 工事監理計画書 2部
- (6) その他必要となる書類

2. 完了時

- (1) 業務完了届
- (2) 成果品（22 成果品の提出に記載の成果品）
- (3) 業務成果引渡書（20 検査の合格後提出）

13 関係官公庁等への手続き、協議

- 1) 受託者は、関係法令等に基づき、本組合が関係する官公庁へ提出を要する届出書類を作成し、当該関係する官公庁へ提出しなければならない。
- 2) 受託者は、関係する官公庁との協議を必要とする場合、あるいは協議を求められた場合は、誠意をもってその対応を行うものとする。

14 監理員の配置及び資格

1) 配置

受託者は、本業務を行うにあたり、以下に掲げる技術者を配置するものとし、あらかじめ登録資格等を証明できる書類（技術士登録証の写しなど）を提出することとする。

なお、各技術者の兼務を可とする。

- (1) 管理技術者
- (2) 照査技術者
- (3) 建築担当技術者

2) 資格

(1) 管理技術者

- ・直接雇用関係が3ヶ月以上の者であること。
- ・技術士法に定める技術士（衛生工学部門（廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）又は建築士法で定める一級建築士の資格を有する者であること。

(2) 照査技術者

- ・直接雇用関係が3ヶ月以上の者であること。
- ・技術士法に定める技術士（衛生工学部門（廃棄物管理、廃棄物管理計画又

は廃棄物処理))の資格を有する者であること。

(3) 建築担当技術者

- ・直接雇用関係が3ヶ月以上の者であること。
- ・建築士法で定める一級建築士の資格を有する者であること。

15 打合せ及び会議録

- (1) 受託者は、本組合の発注意図を確実に反映させるため、本組合の指定する場所において、関係者による工程会議(月例会議)を原則月1回開催するものとする。なお、これらの会議以外においても必要に応じて随時会議を開催できるものとする。
- (2) 受託者は、協議及び打合せ事項の議事録を速やかに作成し、本組合に提出したうえで、承認を得なければならない。
- (3) 管理技術者は、打合せに出席しなければならない。

16 権利業務の譲渡等の禁止

受託者は契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

17 再委託

- (1) 受託者は、委託業務の処理を自ら行うものとし、その処理の全部又は一部について第三者(委託先が委託元の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。)に委託(以下「再委託」という。)(二以上の段階にわたる委託を含む。))し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、前項の規定にかかわらず、やむを得ないと本組合が認めた理由で再委託し、又は請け負わせる場合には、あらかじめ本組合の書面による承諾を受けるものとし、本組合に対し、当該委託を受ける第三者の当該業務に関するすべての行為及びその結果についての責任を負うとともに、この契約により受託者が履行すべき義務と同等の義務を当該委託を受ける第三者に対して課し、その旨を遵守させなければならない。
- (3) 受託者は、当該再委託先に、前項の責任及び義務を契約書その他の書面において明記させるとともに、その書面の写しを本組合に提出しなければならない。
- (4) 受託者は、再委託を行った場合は、再委託先の履行状況を監理・監督するとともに、本組合の求めに応じ、監理・監督の状況を本組合に対して適

宜報告しなければならない。

18 資料の貸与

業務の遂行にあたり、必要に応じて本組合が所有している既存資料等について貸与する。受託者が資料の貸与を受ける場合は、そのリストを作成し本組合に提出するものとし、貸与された資料は、業務完了時にすべて返却するものとする。

19 疑義の解釈

本業務の遂行にあたり、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、協議の上定めるものとし、本業務の遂行に支障の内容に努めなければならない。

20 検査

受託者は、業務が完了したときは速やかに成果品を提出し、検査を受けるものとする。また、業務の途中において本組合が検査を要請したときは、速やかに検査を受けなければならない。なお、検査の結果、不備が発見された場合は、受託者の負担において本組合が定める期間内に訂正しなければならない。

21 引渡し

成果品の引渡しは、検査合格の通知により完了するものとする。

22 成果品の提出

提出する成果品については、次のとおりとする。

- (1) 施工承認申請図書検討結果報告書 2部
- (2) 工事検査図書検討結果報告書 2部
- (3) 工事監理報告書 2部
- (4) 立会検査報告書 2部
- (5) 打合せ会議議事録 2部
- (6) 上記電子データ 1式
- (7) その他必要図書、写真等

第2章 特記仕様書

1 工事関連図書等審査業務

本業務は、解体工事の受注者(以下「工事受注者」という。)が作成した工事関連図書等の内容が、解体工事発注仕様書や、関係法令等に適合しているか審査し、本組合に報告の上、適切な助言、指導を行うものとする。

1) 施工承諾図書審査

施工に当たり工事受注者より提出される施工承諾図書について、解体工事発注仕様書や関係法令等との適合性等の面から審査するものとし、審査対象の図書は以下を標準とする。

- (1) 図書目録及び図書提出予定表
- (2) 施工計画書
- (3) 各設備機器メーカーリスト
- (4) 設備・機器詳細図
- (5) 各機器の搬入要領書
- (6) 主要機器の検査済書
- (7) 各機器の運転法案
- (8) 施工及び据付要領書
- (9) 各種計算書、検討書
- (10) 安全監理要領書
- (11) 試運転実施要領書
- (12) 仮設計画書
- (13) 教育指導計画書
- (14) その他本組合が指示する図書

2) 工事検査図書審査

工事の検査に当たり工事受注者より提出される工事検査図書について、解体工事発注仕様書、施工承諾図書や関係法令等との適合性等の面から審査するものとし、審査対象の図書は以下を標準とする。

- (1) 契約関係書類(工事着手届、技術者に関する書類等)
- (2) 施工計画書
- (3) 施工体系台帳・施工体系図
- (4) 工事現場組織表
- (5) 下請人選定通知書
- (6) 建退共受払簿
- (7) 安全関係書類

- (8) 打合議事録
 - (9) 工事日報、月間及び週間工程表、月間工事進捗状況報告書
 - (10) 現場立合い検査願
 - (11) 連続測定モニタリング報告書
 - (12) 納品書及び出荷証明書
 - (13) 廃棄物処理契約書、マニフェスト
 - (14) 各種分析結果一覧表及び報告書
 - (15) 出来高検査内訳書
 - (16) 全体内訳書(単価表・見積等も含む)
 - (17) 残置物に関する竣工図等
 - (18) その他本組合が指示する図書
- 3) 届出書等審査
- 施工に当たり工事受注者より提出される「工事施工に関する各種届出及び許認可申請図書」について、解体工事発注仕様書や関係法令等との適合性等の面から審査するものとする。
- 4) 報告、指示
- (1) 各図書の審査結果は書面をもって本組合へ報告し、承諾を得るものとする。
 - (2) 受託者の監理員が工事受注者へ直接指示した場合は、その内容を速やかに本組合の監督員へ報告し、承諾を得るものとする。
 - (3) 是正等の処置については、本組合の監督員の指示によるものとする。
- 5) 月報の作成
- 受託者は、月ごとに業務月報を作成し提出するものとする。

2 工事監理業務

本業務は、工事着手から完成検査までに本組合が実施する監督業務を専門的、技術的立場から、支援、代行し、本組合と工事受注者との契約が適正かつ円滑に遂行されるよう非常駐の工事監理を行うものとする。

1) 工事監理項目

実施される解体工事が、解体工事発注仕様書や関係法令等、また、工事受注者より提出される施工承諾図書等に従い適正に遂行されるよう、工事監理を行うものとし、工事監理項目は以下を標準とする。

なお、「施工立会」の重点部分とは以下を標準とするが、本組合との協議により設定するものとする。

(1) 重点部分の施工立会

ア 調査に係る主要個所のサンプリング確認

イ 主要個所の汚染物除去及び有害物質の除去確認

ウ その他の解体工事の主要個所の施工確認

- (2) 作業及び周辺環境への対策
- (3) 工事内容の変更に係る事項の確認
- (4) 出来高検査及び完成検査の対応
- (5) 地元住民説明の対応
- (6) その他の工事監理に必要な業務

2) 報告、指示

- (1) 工事監理結果は書面をもって本組合へ報告し、承諾を得るものとする。
- (2) 受託者の監理員が工事受注者へ直接指示した場合は、その内容を速やかに本組合監督員へ報告し、承諾を得るものとする。
- (3) 是正等の処置については、本組合の指示によるものとする。

3) 月報の作成

受託者は、月ごとに業務月報を作成し提出するものとする。